

人事委員会の不利益処分についての不服申立ての審査に伴う教育委員会事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年8月7日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第1号

人事委員会の不利益処分についての不服申立ての審査に伴う教育委員会事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

本則中「不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和38年人事委員会規則第3号）」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立ての」を「審査請求の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)